

第 5 章 母子福祉

1 母子自立支援員設置（昭和 28 年度開始、平成 15 年 4 月 1 日制度改正前の名称は、「母子相談員」）

設置主体 市（市単独、なお、平成 15 年 4 月 1 日制度改正前の設置主体は、道）

自立支援取扱状況 (単位：件)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
生 活 一 般	39	68	74	94	69
児 童 関 係	2	14	22	11	2
生 活 援 護	201	132	138	125	110
そ の 他	—	—	—	—	—
計	242	214	234	230	181

2 児童扶養手当（昭和 36 年度開始）

実施主体 市（平成 18 年 4 月から国 1 / 3）

支給対象者 国民年金、厚生年金等の公的年金受給者以外で、

- (1) 父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親又は養育者
- (2) 父親が一定の障がいの状態にある児童を養育している母親又は養育者。

支給額 (1) 手当の額

児童 1 人につき、支給対象者の所得額に応じて、月額 41,720 円から 9,850 円までの額（10 円単位で減額。手当の額は、平成 18 年 4 月に改定。）

(2) 加算額

ア 第 2 子の加算額 月額 5,000 円

イ 第 3 子以降の加算額 月額 3,000 円

支給期間 (1) 児童が 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日まで

- (2) 児童が一定の障がいの状態にある場合は、20 歳の誕生日の前日まで

支給月 4 月、8 月、12 月に前 4 ヶ月分を支給

児童扶養手当支給状況

(単位：人、円)

区 分	16 年度		17 年度		18 年度	
	延人数	支給額	延人数	支給額	延人数	支給額
全額支給者	1,601	67,112,880	1,626	68,098,880	1,533	64,043,640
一部支給者	992	31,141,230	954	29,283,870	975	29,629,977
第2子加算	1,071	5,355,000	1,070	5,350,000	1,084	5,420,000
第3子加算	345	1,035,000	373	1,119,000	347	1,041,000
年間支給額		104,644,110		103,849,750		100,228,057

区 分	19 年度		20 年度		21 年度	
	延人数	支給額	延人数	支給額	延人数	支給額
全額支給者	1,294	53,985,680	1,266	52,817,520	1,347	56,196,840
一部支給者	1,110	34,659,160	1,124	34,962,230	1,091	34,446,430
第2子加算	1,003	5,015,000	877	4,385,000	836	4,180,000
第3子加算	339	1,017,000	306	918,000	279	837,000
年間支給額		94,676,840		93,082,750		95,660,270

3 芦別市母子白菊会交付金

母子及び寡婦に係る福祉の増進のための事業を行う芦別市母子白菊会（母子家庭の母及び寡婦により組織されている会）に対して、その運営に要する経費の一部を交付する。

実施主体 市（市単独）

対 象 芦別市母子白菊会

交付状況

(単位：円)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
支 出 額	85,000	32,909	55,026	54,014	54,385

4 母子世帯向け優先住宅

実施主体 市（市単独）

入居対象世帯 20歳未満の子のみを扶養している母子世帯

設置状況

（単位：戸）

団地名	住所	戸数	平成21年度末 入居状況
ひばり団地	本町197番地	5	3
あかつき団地	北5条東1丁目10番地	2	2
あかつき第二団地	北4条東1丁目10番地	3	3
すみれ第二団地	北5条西5丁目3番地	5	4

5 寡婦住宅設置

住宅に困窮する寡婦（65歳未満）の福祉の増進のため、芦別市寡婦住宅を設置する。

実施主体 市（道建設 2年後市移管）

設置状況

（単位：戸）

団地名	住所	戸数	平成21年度末 入居状況
ことぶき団地	北5条西4丁目7番地	4	2

6 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付制度

実施主体 道（国の制度）

年度別貸付状況

（単位：件、千円）

区 分		18年度		19年度		20年度		21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
母子 福祉 資金	就職支 度資金	1	100	—	—	—	—	—	—
	修学 資金	23	11,402	25	12,288	24	11,832	20	11,100
	就学支 度資金	6	1,480	13	3,223	5	2,435	3	565
	修業 資金	—	—	3	760	4	1,011	3	745
	技能習 得資金	—	—	—	—	2	568	1	217
	生活 資金	—	—	—	—	—	—	—	—
	療養 資金	—	—	—	—	—	—	—	—
寡婦 福祉 資金	就学支 度資金	—	—	—	—	1	517	—	—
	修学 資金	1	708	1	1,080	1	660	3	2,340
計		31	13,690	42	17,351	37	17,023	30	14,967

7 母子家庭高等職業訓練促進給付金（平成17年8月開始）

本市に住所を有する母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、資格取得に係る養成機関での修業をする場合に、促進給付金を支給する。

また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了支援給付金を修了後に支給する。

実施主体 市（道 3 / 4）

対象資格 (1) 看護師 (2) 介護福祉士 (3) 保育士 (4) 理学療法士
(5) 作業療法士

促進給付金

- (1) 支給額 ア 促進対象者および促進対象者と同一世帯の者が市民税非課税の場合～月額141,000円
イ ア以外の促進対象者の場合～月額70,500円
- (2) 支給時期 修業期間の2分の1に相当する期間を経過した日以降
- (3) 支給期間 修業期間の2分の1に相当する期間とし、18か月を限度
- ※ ただし、平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した方の支給時期は、修業を開始した日以降となり、支給期間は、修業期間の全期間となります。

修了支援給付金

- (1) 支給額 ア 受給資格者および受給資格者と同一世帯の者が市民税非課税の場合～50,000円
イ 1以外の受給資格者の場合～25,000円
- (2) 支給時期 修業終了後

支給状況

(単位：人、円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
支給実人員数	1	—	—	—	—
支出額	824,000	—	—	—	—

8 母子家庭自立支援教育訓練給付金（平成20年9月開始）

本市に住所を有する母子家庭の母の雇用の安定と就職を促進するため、資格取得又は能力開発を目的とする講座の受講費用の一部を支給する。

実施主体 市（道 3 / 4）

対象講座 雇用保険制度の教育訓練指定講座

支給額 受講費用の2割に相当する額（上限10万円、下限4千円）

支給時期 受講終了後

支給状況 (単位：人、円)

区 分	20 年度	21 年度
支給実人員数	—	1
支 出 額	—	12,877